

公益財団法人宮崎県観光協会役員及び評議員の
報酬等及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県観光協会（以下「本協会」という。）の役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本協会の役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用)

第3条 本協会は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって必要な費用を支給することができる。

2 役員及び評議員の旅費を支給する場合は、公益財団法人宮崎県観光協会旅費規程による。

(公表)

第4条 本協会は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定に従い公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人みやざき観光コンベンション協会役員給与等規程（平成16年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。